

## 第 6 章

### 調査計画書についての県知事の意見



## 第6章 調査計画書についての知事の意見

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(令和2年10月、株式会社シタラ興産)に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出されて意見は、以下のとおりである。

### 6-1 事業計画について

- ア 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。
- イ 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- ウ バグフィルター及び触媒反応塔等設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入を検討すること。また、冷却等により再発生する微小粒子状物質の低減に努めること。
- エ 汚泥などの廃棄物により発生する臭気について、対策に努めること。また、休炉時においては、必要十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。
- オ 解体等の工事において、濁水の流出や、有害物質の飛散流出がないように留意すること。
- カ 工事車両及び施設稼働後の廃棄物運搬車両の増加量を把握し、住民や周辺施設の利用者に影響を与えないよう努めること。
- キ 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。
- ク 近年の気象災害事例を踏まえ、浸水被害による廃棄物の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した事業計画を検討すること。
- ケ 解体工事を含め、事業の着手は環境影響評価書の縦覧手続き終了後に行うこと。

### 6-2 調査、予測及び評価について

#### 1. 騒音

- ア 計画地周辺は工業地帯のため、周辺工場から発生する騒音の影響及びその性状に注意して調査して調査すること。また、工場の24時間稼働に伴い、調査時期及び調査時間について検討すること。
- イ 建物内に設置する破砕機等の稼働に伴う影響については、建屋扉の開閉を考慮した予測・評価となるよう留意すること。

#### 2. 水質

周辺に農地及び河川がある地域であり、合併処理浄化槽からの排水や雨水浸透枳の設置を計画しているため、調査・予測・評価の項目への追加を検討し、水質管理を行うこと。

### 3. 動物、植物、生態系

ア 地域の特徴を踏まえて、動植物の調査地点及び調査範囲について見直しを行うこと。

イ 植物相を的確に把握できる文献を用いた上で、調査を実施すること。

### 4. 廃棄物

処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。

### 5. 景観

住宅街など住民が多く存在する場所からの影響を把握するため、遠景の調査地点の追加について検討すること。